

令和5年 業種別労働災害発生状況

(令和5年1月1日～6月30日)

浦河労働基準監督署

浦河署管内	令和5年			前年同期			対前年		本年分	
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率	割合(%)	
全産業計	1(1)	80	81	1()	84	85	-4	-4.7%	100%	
業種内訳	製造業	()	4	4	()	7	7	-3	-42.9%	4.9%
	食料品	()	1	1	()	4	4	-3	-75.0%	1.2%
	木材木製品	()	1	1	()	2	2	-1	-50.0%	1.2%
	家具・装備品	()			()					
	窯業・土石	()	1	1	()			1		1.2%
	金属・機器	()			()					
	その他	()	1	1	()	1	1			1.2%
	鉱業	()			()					
	土石採取業	()			()					
	建設業	()	5	5	1()	5	6	-1	-16.7%	6.2%
	土木工事業	()	5	5	1()	1	2	3	150.0%	6.2%
	建築工事業	()			()	1	1	-1	-100.0%	
	木造建築業	()			()	2	2	-2	-100.0%	
	その他	()			()	1	1	-1	-100.0%	
	道路貨物運送	()	1	1	()	2	2	-1	-50.0%	1.2%
	その他の運輸	()			()					
	陸上貨物取扱	()			()					
	港湾荷役業	()			()					
	林業	()			()	1	1	-1	-100.0%	
漁業	()	3	3	()	2	2	1	50.0%	3.7%	
卸・小売	1(1)	1	2	()	3	3	-1	-33.3%	2.5%	
清掃業	()	1	1	()	2	2	-1	-50.0%	1.2%	
畜産業	()	54	54	()	49	49	5	10.2%	66.7%	
その他の事業	()	11	11	()	13	13	-2	-15.4%	13.6%	

本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により作成したものです。

死亡災害者数の()欄は交通事故(道路交通法適用)で内数。

1 労働災害発生状況について

全産業における死亡及び休業4日以上労働災害は81件で、前年同期と比べ4件減となっています。令和5年6月に新たに把握した災害は13件で、業種別の内訳は建設業(土木工事業)2件、漁業1件、畜産業7件、その他事業3件でした。事故の型別統計は以下の通りです。

事故の型別統計(軽種馬産業除く)(令和5年1月1日から同年6月30日まで)

	墜落、転落	転倒	はさまれ、巻き込まれ	激突	飛来、落下	崩壊、倒壊	交通事故(道路)	激突され	その他	総計
件数	3	8	2	2	1	1	1	2	7	27
全体占有率	11%	30%	7%	7%	4%	4%	4%	7%	26%	100%

今月のコメント

2 「建設業死亡災害撲滅に向けた監督指導及び個別指導重点月間」の実施について

北海道労働局では、第13次労働災害防止計画期間中に建設業における死亡労働災害が最も多く発生した7月に以下のとおり「建設業死亡災害撲滅に向けた監督指導及び個別指導重点月間」を実施します。4月から6月の「建設工事着工期労働災害防止運動」期間終了直後に監督指導及び個別指導を行うことで、各現場で取り組んだ重点実施事項の定着を図り、死亡災害の発生に直結しやすい作業に係る安全確保対策の徹底を行います。

(1) 取組期間

令和5年7月1日～7月31日

(2) 実施事項

特に死亡災害の発生に直結しやすい災害防止対策に係る以下の6項目を重点指導事項として全道の労働基準監督署において建設業に対する監督指導及び個別指導を重点的に実施します。

元方事業者の統括安全衛生管理の徹底

墜落、転落災害防止対策の徹底

建設機械等による災害防止対策の徹底

トラック等車両系荷役運搬機械による災害防止対策の徹底

崩壊、倒壊災害防止対策の徹底

熱中症対策の徹底

軽種馬災害防止対策について

令和5年6月末現在の軽種馬産業における災害発生状況、災害の内容別統計は以下の表のとおりです。

災害の内容別統計(軽種馬産業)(令和5年1月1日から同年6月30日まで)

	落馬	騎乗中に柵等に接触	馬とともに転倒	蹴られた	踏まれた	引っ張られた	馬に激突された	引き馬中に転倒	その他(馬扱い中)	その他(馬以外)	総計
件数	13	3	4	9	5	3	8	2	2	5	54
全体占有率	24%	6%	7%	17%	9%	6%	15%	4%	4%	9%	100%

- 6月に新たに把握した労働災害は7件で、内訳は、「落馬」1件、「馬とともに転倒」1件、「踏まれた」3件、「馬に激突された」1件、その他(馬扱い中)1件となっています。
- 昨年以降の「踏まれた」ことによる労働災害の発生状況を見るに、馬の手入れ時や馬を曳いている際、馬が予期せぬ動きをしたり、馬が何かに驚いて暴れたりしたことにより、避けきれずに手足を踏まれるという状況が多いと思われます。
- 馬の予期せぬ動きを原因とする災害であるため防ぐことは難しいと思われませんが、今月把握した災害で最も多いことも事実です。手入れや曳き馬における作業方法、作業姿勢、着用する保護具等、改善の余地がないかを見直していただけたらと思います。

軽種馬災害対策好事例 (実際に当署に提出された内容を紹介します。)

曳いていた馬が何かに驚き、引手を持っていた被災者が腹部をけられる

【災害発生状況】

調教等のため馬房から外へ馬を出してきた際、何かに馬が驚いて暴れ、引手を持っていた被災者が腹部を蹴られたもの。

【原因についての検討】

馬が驚いた原因等は不明であるが、被災者は馬の扱いについてたびたび注意を受けていた労働者であり、馬を扱わない業務に配置していたが、自己の判断で馬を曳く業務を行ってしまった。

【再発防止対策】

馬は突発的に危険な動きをすることがあるということを常に意識すべきことを伝達の上、以下のとおり再発防止対策について検討した。

生産牧場等からの引き取り馬の場合には情報を聞き、各馬の気性面の理解を皆で共有する。

馬房内での馬の状態等をしっかり確認し、周りの環境状況も確認し、できるだけ複数人で馬出し、移動を行う。

定期ミーティングにおいて、代表者自ら従業員に対して馬学と馬の運動学を教え、馬への理解を深める。

代表者及び調教管理者から従業員に向け、突発的な馬の動きに対応する実技演習を定期開催する。

作業への慣れからくる行動に対し、常に注意・指導を行い、改善されない場合は適切な配置換えをする。

外国人労働者との意思疎通も常日頃から十分に行う。

プロテクターや安全靴の使用は継続する。